

総社市告示第32号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前																																									
<p>(定義) 第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第15条第2項に規定する建築物をいう。</u></p> <p>別表（第3条，第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率等</th> </tr> <tr> <th>事業区分</th> <th>建築物</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅耐震診断事業</td> <td>次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略</td> <td>次に掲げる経費（一住宅につき13万4,000円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略</td> <td>補助対象経費の3分の2以内。 <u>ただし、一住宅につき8万9,000円を限度とする。</u></td> </tr> <tr> <td>建築物耐震診断事業</td> <td><u>指示対象建築物</u> 又は次に掲げる</td> <td>次に掲げる経費（延べ床面積が</td> <td>補助対象経費の3分の2以内。</td> </tr> </tbody> </table>				補助の対象			補助率等	事業区分	建築物	経費	略				戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万4,000円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。 <u>ただし、一住宅につき8万9,000円を限度とする。</u>	建築物耐震診断事業	<u>指示対象建築物</u> 又は次に掲げる	次に掲げる経費（延べ床面積が	補助対象経費の3分の2以内。	<p>(定義) 第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる (1)及び(2) 略</p> <p>別表（第3条，第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率等</th> </tr> <tr> <th>事業区分</th> <th>建築物</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅耐震診断事業</td> <td>次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略</td> <td>次に掲げる経費（一住宅につき13万円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略</td> <td>補助対象経費の3分の2</td> </tr> <tr> <td>建築物耐震診断事業</td> <td>次に掲げる要件の全てに該当す</td> <td>次に掲げる経費（延べ床面積が</td> <td>補助対象経費の3分の2以内</td> </tr> </tbody> </table>				補助の対象			補助率等	事業区分	建築物	経費	略				戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2	建築物耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当す	次に掲げる経費（延べ床面積が	補助対象経費の3分の2以内
補助の対象			補助率等																																										
事業区分	建築物	経費																																											
略																																													
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万4,000円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。 <u>ただし、一住宅につき8万9,000円を限度とする。</u>																																										
建築物耐震診断事業	<u>指示対象建築物</u> 又は次に掲げる	次に掲げる経費（延べ床面積が	補助対象経費の3分の2以内。																																										
補助の対象			補助率等																																										
事業区分	建築物	経費																																											
略																																													
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万円以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2																																										
建築物耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当す	次に掲げる経費（延べ床面積が	補助対象経費の3分の2以内																																										

改 正 後				改 正 前			
	要件の全てに該当する建築物 (1)～(3) 略	1,000 m ² 以内の部分は <u>3,600 円</u> , 1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内の部分は <u>1,540 円</u> , 2,000 m ² を超える部分は <u>1,030 円</u> を乗じて得た額を合計した額を限度とする。 (1)及び(2) 略	<u>ただし、一棟につき指示対象建築物は300万円、その他は150万円を限度とする。</u>		る建築物 (1)～(3) 略	1,000 m ² 以内の部分は <u>2,000 円</u> , 1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内の部分は <u>1,500 円</u> , 2,000 m ² を超える部分は <u>1,000 円</u> を乗じて得た額を合計した額を限度とする。 (1)及び(2) 略	<u>(150万円を限度とする。)</u>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。